

令和元年度 第3回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

令和元年度第3回農業委員会総会日程表

日時 令和元年6月5日(水) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 議案第6号 非農地証明願について

日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(18名)

2番	石川 有利	3番	星川 安徳
4番	横尾 昇	5番	押条 和司朗
6番	篠原 義尚	7番	鈴木 俊一
8番	武村 美枝子	9番	妻鳥 和美
10番	高橋 博	11番	坂上 宏
12番	尾崎 靖雄	13番	鈴木 博美
14番	高橋 藤信	15番	辻 政春

16番 河村 薫

17番 齋藤 伊勢子

18番 則友 祝幸

19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

1番 大西 嘉一郎

出席農地利用最適化推進委員(23名)

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悦男

4番 森川 雅之

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

8番 鎌倉 静夫

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

11番 石川 修平

12番 高橋 功

13番 立川 貞美

14番 三好 忠行

16番 合田 篤夫

17番 鈴木 一郎

18番 真鍋 義孝

19番 加地 照男

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

22番 村上 佳清

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

1番 脇 純樹

15番 河村 一碩

出席した職員

事務局長 篠原 敬三

次 長 石川 考太

係 長 岡田 昇

係 長 合田 圭

専門員 大西 唯文

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 委員の皆さん、こんにちは。梅雨入りを間近にして、ここ2, 3日暑い日が続いています。そういう中、田植えやその準備でお疲れのことと思いますが、今日の第3回農業委員会の総会にご出席いただきましてありがとうございます。くれぐれも熱中症にかからないように各自注意されるよう、お願いいたします。それでは先月の総会で金生町山田井の農地の転用に伴う水路の廃止、付け替えについて、地元の高橋忠明推進委員より指摘があり保留になりました件につきましては、総会の翌日、地元農業委員の星川安徳委員、高橋忠明推進委員、申請者である〇〇〇〇〇〇、事務局立ち会いのもと、再度確認をいたしました。その結果、全員の了解を得てその内容を農業委員の皆さんに文書でお送りいたしました。本来なら臨時総会を開いて賛否を問うべきだったのですが、今回は書面での採決で全員の賛成を得まして県へ進達したところでございます。推進委員の皆さんには文書で報告しご理解いただいておりますが、今回の保留については事務局が前回の総会で十分な説明ができなかった、〇〇〇〇〇には別段問題がなかったということで、県や市に進達をしたことをご報告させていただきました。それともう1件、真鍋推進委員より質疑のありました「エゴマ」の件については、資料を取り寄せまして本日配布しております。私も「エゴマ」について初めて聞くのだったのですが、文書を読むと平安時代から作られていたということで、最近健康に良いということで話題になっております。この件については農業委員、推進委員の視察研修がありますので、研修先として選択させていただいたらと考えております。委員の皆さんで視察地の候補地があれば、お知らせいただけたらと思います。「エゴマ」については文書を読みますと非常に健康に良いということで近年話題になっているようです。作ることにについては大変なようですけれど、耕作放棄地の解消につながるのであれば、見学して知識を習得したいと思いますのでよろしく願います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の1番 大西嘉一郎委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の1番 脇 純樹委員、15番 河村一碩委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、3番 星川安德委員、17番 齋藤伊勢子委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号8番～9番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号32、33、35について、前回の総会で受人が新規就農者ではないかをご指摘をいただき保留となっております案件ですが、5月22日、鈴木博美農業委員、真鍋推進委員、篠原事務局長、石川次長と私でヒアリングを行いました。受人の○○

さんは、配偶者が稲作を営む中、その手伝いを長男と一緒に長年行っていた経験があるということでした。今後も長男と協力して農作業に従事するということから、許可要件第1号について問題ないと判断しました。農地利用計画については、水稻を作付けされる予定ではありますが、実際に耕作を行ってみて、その農地に合わせたものを作付けされるとのことです。その他の要件第2号から第7号についても問題ありません。受付番号45、富郷町寒川山の田1筆について、申請人は社会福祉法人であります。お手元に用意いたしました「3条45号資料」をご覧ください。農地法施行令第2条第1項のハより、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地の権利移動の不許可の例外となっております。許可要件については、第1号、第2号、第4号、第5号は例外として適用されません。また、要件第3号、第6号は今回非該当となり、第7号の地域との調和要件のみ適用することとなりますが、特に問題ありません。今回の申請にあたって社会福祉協議会は新規就農者となりますので、5月28日、坂上農業委員、合田篤夫推進委員、石川次長と私でヒアリングを行いました。今回の申請は、社会福祉協議会が設置している就労継続支援B型事業所〇〇〇が行う事業の一環であり、通所者が栽培、収穫、販売を行い、その収益を対価として得るといった一連の行為により、就労の喜びを感じ、勤労意欲を高め、これから先の豊かな人生を築くことを目的としているようです。また、農地の選定理由を聞いたところ、静かな場所で自然と触れ合うことにより、心のリハビリもでき、落ち着いて作業を行えるということで、富郷町の農地を選んだそうです。作物については、芋類等野菜を中心に栽培する計画が出ております。受付番号46、土居町上野の田1筆については、近隣で耕作便利なためということで、要件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号47、土居町津根の畑5筆については、規模拡大ということで要件第1号から第7号については問題ありません。野菜を作付けされるそうです。受付番号48、土居町野田の田1筆については、経営の安定を図るということで、要件第1号から第7号については問題ありません。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号32番、33番、35番について質疑ありませんか。

真鍋推進委員 今、合田さんが説明されたので問題ないのですが、私も知らなかったのですが、この前の聞き取りで耕運機やトラクターや田植え機を自分で持っているとのことでしたので了承しました。

議 長 続きまして45番

坂上委員 ○○○さんは85、86歳の高齢で、農地は耕作放棄地で草刈にも困っていた状況なので、社会福祉協議会が借りてくれて草刈の手間も省けるし、農福連携の規模拡大もあるようなので社会福祉協議会には頑張ってもらいたいと思います。問題ないと思います。

議 長 46番

委 員 問題ありません。

議 長 47番

委 員 異議ありません。

議 長 48番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。受付番号6、下柏町の案件について、申請人、〇〇〇〇は、申請地周辺は会社が多く貸駐車場の需要は大いにあると思ひ、貸駐車場を建設して老後の資金に充てたいと考えております。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号6番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。受付番号5、土居町野田の案件について、当初計画者、〇〇〇〇は当初住宅を建築し長男夫婦が住む予定で平成5年4月28日に許可を受けましたが、建築前に長男が県外へ出向し、その後10年ほどして帰ってきましたが、会社に近い三島で居を構えてしまったため、申請地に住宅を建築する目的を失いました。承継者は隣接地と併せて太陽光発電施設を建設するものです。申請地は農地のため、議案第4号受付番号72の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号5番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。受付番号59、金生町下分の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが、子供の成長に伴い住まいが手狭になってきたため、新しく住宅を建築する計画を進めていたところ、譲受人の妻の祖父が所有する農地が住環境や利便性に優れており、住宅を建築するのに最適であると考え、申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅です。受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号60、金生町山田井の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが、住宅を建築するにあたり土地を探していたところ双方の利害が合致し、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。なお既に造成されておりますが、始末書が出ております。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号61、上柏町の案件について、受人は長男が自宅敷地内に住宅を建築する予定で計画を進めていましたが、道路拡幅工事のため敷地の一部が収用されることになり、代替地を探していたところ、申請地が子育ての環境や利便性に優れており住宅を建築するのに最適であると考え、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地造成で、宅地造成後に使用貸借し一般個人住宅を建設するものです。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号62、下柏町の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが、今年子供が生まれたこともあり、一戸建ての建築を検討し土地を探していたところ、妻の両親が所有する申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号63、下柏町の案件について、受人は転勤の内示が出たため四国中央市内に自己住宅を建築するにあたり土地を探していたところ、母親が祖母から相続により取得した申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号64、中曽根町の案件について、受人は会社員をされており太陽光発電事業をするにあたって、好条件な土地を探していたところ、周辺には建物等が少なく、日照量を多く確保することができ収益が見込まれる申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号65、中曽根町の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、現在居住しているマンション近くの

申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号66、中曽根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域内において住宅用地を希望するお客様が多いにもかかわらず、提供できる物件を準備することができないことから、生活施設から近く住環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地造成です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号67、寒川町の案件について、受人は申請地周辺には工場や会社が多く、また幹線道路に出やすく交通アクセスが良好であることから、賃貸需要が多く収益が見込まれると考え、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号68、豊岡町大町の案件について、受人は障がい者福祉サービス事業等を営んでおり、障がいがある方やご家族の相談を受けていますが、専用駐車場が無いためご近所の庭先を借りて駐車している状態で、今般、相談員が3名増員されたため、庭先では対応できず、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の露店駐車場建設です。受人、特定非営利活動法人〇〇〇〇理事、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号69、70、豊岡町大町の案件について、受人、渡人が同一ですのでまとめてご説明いたします。受人は太陽光売電業を営んでおり、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号71、土居町津根の案件について、受人は会社役員をしており、太陽光発電の経営について相談を受け参画することになり、日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号72、土居町野田の案件について、受人は会社員をしており、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。議案第3号受付番号5の案件です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長　　これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長　　受付番号59番

委 員　　59番、60番異議ありません。

議 長　　61番

委 員　　異議ありません。

議 長　　62番

委 員　　62番、63番異議ありません。

議 長　　64番

立川推進委員　　64番、65番、66番問題ありません。前にも言っていたのですが、車1台分ほど空いている所があるのですが、境を入れるようお願ひしていたのですが、そのままにしています。今申請している所の少し南側になります。太陽光設置した時にも道が狭いので地元の人と車の駐車ですれ合っているということを聞いているのですが。

岡田係長　　前回許可になった時に業者には伝えてあります。

立川推進委員　　まだ何もしていないんです。道が狭いのでそこに車を止めているんです。

岡田係長　　わかりました。事務局からまた連絡してみます。

議 長　　続きまして、67番

委 員　　異議ありません。

議 長　　68番

委員 68番、69番、70番異議ありません。

議長 71番

委員 異議ありません。

議長 72番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員 今回、太陽光発電施設への転用が多く出ているのですが、採算が採れるのですか。最初に土地を買って投資して、それを電力を売ったお金が返ってくるのか、またこれを廃棄する時に処分費用もすごくかかると思うのですが。毎回、毎回太陽光発電施設への転用申請が出てきて、こちらが心配するのですが。

議長 太陽光発電をする人はその辺は考えてやっていることと思いますが。

高橋博委員 地域の方が農地の利用を引き受けないかぎり、全部太陽光発電へいってしまう。どうしようもないので。農地を持っている人が耕作放棄し、こんな不良資産はいらぬと言う。相続で子供はいらぬと言っています。太陽光発電へでも持っていつてもらわぬかぎり。

議長 農地を守る農業委員の立場としては、太陽光発電への転用によって農地が減っていくというのは、非常に残念なのですが高齢化等の色々なことがあって止むを得ず手放すというのが多いのではと思います。

齋藤委員 でも太陽光発電施設をする人に売れる人は良いですよ。私らの農地はそれもできない。近所の方も高齢で、その子供は絶対に農業をしないし、一時期太陽光発電施設をする業者が来たけれど、あの農地は買えないと言われたとのこと。農地の規制がかかって。農振農用地なので。本人も売りたいのだけど。

横尾農業委員 農振農用地では太陽光発電施設へは転用できないのですか。

石川次長 普通の太陽光発電施設はできませんが、営農型太陽光発電施設でしたら、3年もしくは10年単位で一時転用できます。

議長 他にご質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号44番～46番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 なお受付番号47番から49番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号44番、質疑ありませんか。

委員 44番、45番異議ありません。

議長 46番

委員 異議ありません。

議長 受付番号47番から49番までの再設定について質疑はありません

か。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第6号、非農地証明願についてご説明します。受付番号3、金生町山田井の田1筆について、申請地は他の農地の保全・利用増進のための必要な道・水路として現在利用しています。なお星川農業委員に現地の確認をしていただいております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号3番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、非農地証明願について原案の通り許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西専門員、受付番号10番～11番を議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号10番、質疑はありませんか。

委員 10番、11番問題ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会総会を閉会いた
します。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名
する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 石川有利

委 員 星川安徳

委 員 齋藤伊勢子